

青森県報

第三千四百三十三号

平成二十三年
六月二十二日
(水曜日)

目次

告 示

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律による公聴会の開催	……………	(自然保護課)	… 一
道路の区域の変更	……………	(道路課)	… 二
道路の供用の開始	……………	(同)	… 二
都市計画事業計画の変更認可	……………	(都市計画課)	… 二
公 告			
パーソナルコンピュータ賃貸借契約(二十三年第一回)に係る一般競争入札	……………	(情システム課)	… 三
特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告	……………	(県民生活文化課)	… 四
青森県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更の公表	……………	(水産振興課)	… 五
出先機関			
土地改良区の役員の就任及び退任	……………	(三八地域民局)	… 七
土地改良区の役員の退任	……………	(上北地域民局)	… 八

告 示

示

青森県告示第五百四十六号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第二十八条第六項の規定により次のとおり公聴会を開催するので、青森県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則(昭和三十四年四月青森県規則第三十八号)第六条第一項の規定により公示する。

平成二十三年六月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 1 日時及び場所

(一) 日時 平成二十三年七月十九日(火)午後一時三十分

(二) 場所 西津軽郡深浦町大字深浦字苗代沢八四の二
深浦町役場三階大会議室

2 公聴会において意見を聴こうとする案件

沢辺鳥獣保護区沢辺特別保護地区の指定について

二 1 日時及び場所

(一) 日時 平成二十三年七月二十日(水)午前十時三十分

(二) 場所 弘前市大字蔵主町四
弘前合同庁舎別館三階AB会議室

2 公聴会において意見を聴こうとする案件

岩木山鳥獣保護区岩木山特別保護地区の指定について

三 1 日時及び場所

(一) 日時 平成二十三年七月二十日(水)午後一時三十分

(二) 場所 黒石市大字市ノ町一の一
黒石市役所四階大会議室

2 公聴会において意見を聴こうとする案件

紅葉山鳥獣保護区紅葉山特別保護地区の指定について
 四 1 日時及び場所
 (一) 日時
 平成二十三年七月二十一日(木) 午後一時三十分
 (二) 場所
 八戸市大字尻内町字鴨田七
 八戸保健所二階大会議室

2 公聴会において意見を聴こうとする案件
 鮫鳥獣保護区鮫特別保護地区の指定について

図面 番号	道路 種類の	路線名	変 更 の 区 間	変更の 前後別	敷地の幅員	敷地の延長	備考
1	県 道	五林平藤崎 線	南津軽郡藤崎町大字俵舩字前田一三四から 南津軽郡藤崎町大字吉向字葛巻二〇二まで	前 後	一五・七〇メートルから 一二・六〇メートルまで 一六・〇〇メートルから 一一・〇〇メートルまで	五二八・〇〇メートル 五二八・〇〇メートル	

青森県告示第五百四十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり
 道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十三年七月二十一日まで青森県土整
 備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十三年六月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	供用開始の区間	供用開始 の期日
県道五林平藤崎 線	南津軽郡藤崎町大字俵舩字前田一三四から 南津軽郡藤崎町大字吉向字葛巻二〇二まで	平成三・六三

青森県告示第五百四十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり
 道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十三年七月二十一日まで青森県土整
 備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十三年六月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県告示第五百四十九号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、弘前広域
 都市計画下水道事業の事業計画の変更を平成二十三年六月十三日認可したので、同条
 第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成二十三年六月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 施行者の名称
大鰐町
- 二 都市計画事業の種類
弘前広域都市計画下水道事業(大鰐町公共下水道)
- 三 事業施行期間

平成四年十一月二十七日から平成三十年三月三十一日まで
四 事業地

1 収用の部分
変更なし

2 使用の部分

平成二十年青森県告示第五百七十一号の事業地に大鰐町大字蔵館字金坂、字湯ノ沢及び字古館並びに大字虹貝字中熊沢地内において事業地を変更する。

公 告

パーソナルコンピュータ賃貸借契約（二十三年第一回）に係る一般競争入札次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六の規定により公告する。

平成二十三年六月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる物件の賃貸借期間における保守を含む賃貸借料とし、その仕様等は入札説明書のとおりとする。

パーソナルコンピュータ 一式

二 賃貸借期間

平成二十三年十月一日から平成二十八年九月三十日まで（ただし、この契約に係る予算の削減又は削除があった場合は、この期間の中途において当該契約を解除することがある。）

三 納入期限及び設置場所

入札説明書による。

四 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

2 平成二十年六月三十日青森県告示第五百十号（物品等の競争入札参加資格）、

平成二十一年三月二十七日青森県告示第九十九号（物品等の競争入札参加資格）、平成二十二年二月二十六日青森県告示第百号（物品等の競争入札参加資格）又は平成二十三年一月三十一日青森県告示第八十八号（物品等の競争入札参加資格）の一の規定により、OA機器の賃貸借契約及び電子計算組織に係るソフトウェア賃貸借契約についてAの等級に格付けされた者であること。
3 入札書の提出期限の日から開札の時までの間に、知事の指名停止の措置を受けていない者であること。
4 納入する機器等については、県で示した仕様を満たすこと及び保守体制が整備されていることを証明した者であること。

五 資格の審査等

1 入札に参加しようとする者は、あらかじめ、四に定める資格を有することについて次に従い、一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）により、審査を受けなければならない。

2 提出部数 二部

3 提出期限等

(一) 入札への参加を希望する者は、申請書に係る資料を添えて、平成二十三年七月十五日までに青森県企画政策部情報システム課長に提出しなければならない。また、申請書の内容について説明を求められた場合には、これに応じるとともに、必要な場合には、当該申請書の内容の変更に応じなければならない。

(二) (一)の説明及び内容の変更等に応じない者は、当該入札に参加することができないものとする。

(三) (一)の審査結果については、申請者に対して書面により別途通知する。

六 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所、入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先
青森市長島一丁目の一
青森県企画政策部情報システム課システム管理運用グループ

電話 〇一七 七三四 九一六〇

2 入札書の提出期限

平成二十三年八月三日 午後五時

3 開札の場所及び日時

青森市長島一丁目の一

青森県庁舎南棟八階 A会議室

平成二十三年八月五日 午後三時

七 入札保証金に関する事項

青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号）第百三十二条第一項第二号の規定により免除する。

八 契約保証金に関する事項

入札説明書による。

九 落札者の決定方法

賃貸借機器等に要求する仕様が満たされると判断した申請書を提出した者で、かつ、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

十一 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

2 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、申請書に虚偽の事実の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

3 入札書の提出方法等

詳細は入札説明書による。

4 入札書の記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約期間の総額のうち六か月分に相当する金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

5 契約金額

落札価格をもって平成二十三年度の契約金額とする。ただし、平成二十四年度から平成二十七年までの契約金額は落札価格に十二を乗じた額を六で除して得た額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とし、平成二十八年度の契約金額は落札価格と同額とする。

SUMMARY

1 Nature and quantity of the products to be leased:

(1) Personal Computer 1 set

(2) Specification and quantity of other products will be referred to a bid explanation

2 Time limit for tender:

5:00 p.m. August 3, 2011

3 Contact point for the notice:

System Management Section

Information Systems Division

Aomori Prefectural Government

1-1-1 Nagashima

Aomori City, Aomori 030-8570

JAPAN

TEL 017-734-9160

~~~~~  
特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十三年六月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあった年月日  
平成二十三年五月三十一日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人介護ステーション八甲

三 代表者の氏名  
辻村 徳美

四 主たる事務所の所在地  
青森市大字三内字沢部二一九の二二

五 定款に記載された目的

この法人は、在宅で生活する高齢者に対して訪問介護などを実施するに当たり、高齢者が安心して住めるまちづくりをめざし、福祉の向上に寄与することを目的とする。

青森県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更の公表

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成八年法律第七十七号）第四條第七項の規定により、青森県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画（平成二十二年十二月二十七日公表）の全部を次のとおり変更したので、同条第十項において準用する同条第五項の規定により公表する。

平成二十三年六月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画

第1 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針

1 本県の水産業は、平成20年において、生産量が23万8千トンで全国第4位、生産額が540億円で全国第7位と全国でも有数の漁獲実績を誇っており、漁業就業者数は平成20年現在において1万1千人となっている。また、遠洋漁業及び沖合漁業の基地として発展してきた八戸市を中心として水産加工業の生産も盛んであり、特に沿岸域において水産業は中核的な産業となっている。

このように、水産業は本県にとって極めて重要な産業であり、今後とも水産業の発展を図っていくためには海洋生物資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。

2 本県は、太平洋、津軽海峡及び日本海海域に三方を囲まれるとともに、大型内湾である陸奥湾を有していることから、我が国有数の好漁場が形成されている。

しかしながら、わが国周辺水域における海洋生物資源の多くが低水準、減少傾向にあり、本県海域においても低水準、減少傾向にある海洋生物資源が多くなっている。今後ともこのような状況が継続すれば県民、国民のニーズへの確実な対応のみならず、地域経済の発展への重大な支障となるおそれがある。

3 このようなことから、県としては従来から漁業の管理、資源管理型漁業の推進等種々の保存管理措置を講じてきたところであり、この結果、県の魚ひらめの資源が着実に増加しているなど、地先の資源を主体として多くの海洋生物資源の保存及び管理が図られるようになってきているが、より一層の適切な海洋生物資源の保存及び管理により水産物の生産を更に安定的で持続的なものとするため、国の基本計画により決定された漁獲可能量及び漁獲努力可能量の本県の数量について、適切な管理措置を講じることとする。

4 漁獲可能量制度及び漁獲努力可能量制度を適切に管理し、必要に応じて漁業者等の指導又は採捕の数量の公表等実効措置を講じるため、他道県入漁船を含め第1種特定海洋生物資源及び第2種特定海洋生物資源の採捕実績の的確な把握に努めることとする。

5 また、漁獲可能量及び漁獲努力可能量について本県に定められた数量に係る管理を適切に行っていくためには、これら海洋生物資源の分布、回遊状況、資源の内容、当該資源を取り巻く環境等についてより詳細な科学的データ又は知見が必要であるため、当該データの蓄積又は知見の進展を図るため、地方独立行政法人青森県産業技術センター水産総合研究所を中心とし、国又は関係都道府県との連携の下、資源調査体制の充実強化を図ることとする。

6 第1種特定海洋生物資源及び第2種特定海洋生物資源以外の海洋生物資源についても、引き続き資源管理を推進するよう、従来からの資源管理型漁業を推進していくこととする。

7 本県における漁獲可能量制度及び漁獲努力可能量制度については、関係漁業者の意見を十分に尊重し、また、他道県入漁者の採捕実績に妥当な配慮を払うものとする。

第2 第1種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量に関する事項

1 第1種特定海洋生物資源の平成22年の知事管理量は、次表のとおりである。

| 第1種特定海洋生物資源 | 管理の対象となる期間      | 知事管理量 |
|-------------|-----------------|-------|
| すけとうだら      | 平成22年4月～平成23年3月 | 若干    |
| まあじ         | 平成22年1月～12月     | 若干    |
| まいわし        | 平成22年1月～12月     | 若干    |
| まさば及びごまさば   | 平成22年7月～平成23年6月 | 若干    |
| するめいか       | 平成22年1月～12月     | 若干    |

2 第1種特定海洋生物資源の平成23年の知事管理量は、次表のとおりである。

| 第1種特定海洋生物資源 | 管理の対象となる期間      | 知事管理量 |
|-------------|-----------------|-------|
| すけとうだら      | 平成23年4月～平成24年3月 | 若干    |
| まあじ         | 平成23年1月～12月     | 若干    |
| まいわし        | 平成23年1月～12月     | 若干    |
| まさば及びごまさば   | 平成23年7月～平成24年6月 | 若干    |
| するめいか       | 平成23年1月～12月     | 若干    |

第3 第1種特定海洋生物資源知事管理量に關し実施すべき施策に関する事項

【すけとうだら】

小型機船底びき網漁業及びさし網漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう許可隻数については現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。

また、規則に基づき漁獲実績の報告を求めらるることとする。

【まあじ】

定置網漁業（底建網を含む。）については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよ

う免許統数等については現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。また、規則に基づき漁獲実績の報告を求めらるることとする。

【まいわし】

定置網漁業（底建網を含む。）については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう免許統数等については現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。また、規則に基づき漁獲実績の報告を求めらるることとする。

【まさば及びごまさば】

定置網漁業（底建網を含む。）については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう免許統数等については現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。また、規則に基づき漁獲実績の報告を求めらるることとする。

【するめいか】

定置網漁業（底建網を含む。）については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう免許統数等については現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。また、総トン数5トン未満の動力漁船による小型いかづり漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。なお、上記の漁業については規則に基づき漁獲実績の報告を求めらるることとする。

第4 第2種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量について、本県に定められた量に関する事項

平成23年の第2種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量のうち本県に定められた量並びに対象となる採捕の種類に依る海域及び期間は次表のとおりである。

| 第2種特定海洋生物資源 | 採捕の種類                                 | 海域                                              | 期間                      | 漁獲努力量(隻日) |
|-------------|---------------------------------------|-------------------------------------------------|-------------------------|-----------|
| さめがれい       | 小型機船底びき網漁業(うち手繰り灯台中心点を結んだ線以東の青森県地先水面) | 青森県下北部東通村尻屋崎灯台中心点と北海道函館市恵山岬灯台中心点を結んだ線以東の青森県地先水面 | 平成23年5月1日から平成23年6月30日まで | 388       |

(注) 小型機船底びき網漁業とは漁業法(昭和24年法律第267号)第66条第1項に規定する小型機船底びき網漁業をいう。うち小型機船底びき網漁業取締規則(昭和27年農林水産省令第6号)第1条第1項第1号に規定する種類のものを用いる。

第5 第2種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量について、採捕の種類別に定める量に関する事項

平成23年の第2種特定海洋生物資源ごとの第2種特定海洋生物資源知事管理努力量並びに対象となる採捕の種類に係る海域及び期間は次表のとおりとする。

| 第2種特定海洋生物資源 | 採捕の種類            | 海域                                              | 期間                      | 漁獲努力量(隻日) |
|-------------|------------------|-------------------------------------------------|-------------------------|-----------|
| さめがれい       | 機船手繰網漁業(かけまわし漁業) | 青森県下北郡東通村尻屋崎灯台中心点と北海道函館市恵山岬灯台中心点を結んだ線以东の青森県地先水面 | 平成23年5月1日から平成23年6月30日まで | 388       |

(注) 機船手繰網漁業(かけまわし漁業)とは青森県海面漁業調整規則第6条に規定する種類のものをいう。

第6 第2種特定海洋生物資源知事管理努力量に関し実施すべき施策に関する事項

【さめがれい】

太平洋北部のさめがれいの資源回復を図るために、国が作成した「太平洋北部沖合性カレイ類資源回復計画」の着実な実施を本県として推進する。また、規則に基づき漁獲努力量の報告を求めることとする。

第7 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項

- 1 海洋生物資源の保存及び管理をより一層推進するために、より詳細かつ正確な資源状況の把握が必要であることから、漁獲情報を的確に把握するとともに、資源に関する調査・研究の充実強化を進めることとする。
- 2 海洋生物資源の保存及び管理を推進するため、小型魚や産卵稚魚の保護等に向けた取り組みを進めるとともに、生息環境の保全に努めるものとする。

出 先 機 関

土地改良区の役員の就任及び退任

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、三戸土地改良区から、次のとおり役員の就任及び退任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十三年六月二十二日

三八地域県民局長 鳴 海 英 章

| 役員<br>の<br>区<br>別 | 氏 名   | 住 所               | 就任及び退任<br>の<br>年<br>月<br>日 |
|-------------------|-------|-------------------|----------------------------|
| 理 事               | 山下 正一 | 三戸郡三戸町大字員守字南一ノ渡一〇 | 平成<br>三三・四・三就任             |
|                   | 坂本 登  | 南部町大字小向字正寿寺七八     |                            |
|                   | 大村 正一 | 三戸町大字豊川字久保二の一     |                            |
|                   | 石亀 健  | 大字六日町五〇           |                            |
|                   | 田畑 良一 | 大字川守田字川代八の一       |                            |
|                   | 水梨 啓一 | 大字斗内字沢田六の一        |                            |
|                   | 長根 勲  | 大字梅内字村中二四の一       |                            |
|                   | 佐藤 達男 | 大字斗内字森ノ上三九の一      |                            |
|                   | 高原 陸巳 | 大字梅内字上野平一の二       |                            |
|                   | 西村 信情 | 南部町大字赤石字前田三六の一    |                            |
|                   | 松原 一夫 | 三戸町大字豊川字下村中の一     |                            |
|                   | 道頃 和男 | 南部町大字沖田面字上村三      |                            |
|                   | 白山 英昭 | 三戸町大字川守田字草鞋平五八    |                            |
|                   | 上野 隆男 | 大字斗内字上ノ平五七        |                            |
|                   | 奥山 竹男 | 字野月二九             |                            |
|                   | 遠藤 大悦 | 大字梅内字遠藤六一         |                            |
|                   | 佐々木直文 | 大字泉山字泉山三          |                            |

|          |                 |         |
|----------|-----------------|---------|
| 工藤 洋一    | 大字袴田字上屋敷一       |         |
| 松本 義友    | 大字豊川字北向三八       |         |
| 川市 豊     | 大字川守田字川代二八      |         |
| 監事 佐々木義郎 | 南部町大字沖田面字千刈七二の一 |         |
| 本木 実     | 三戸町大字梅内字留ヶ崎三四の一 |         |
| 理事 中村 存  | 大字斗内字丹内坪二七      |         |
| 山下 正一    | 大字貝守字南一ノ渡一〇     | 三・四・〇退任 |
| 坂本 登     | 南部町大字小向字正寿寺七八   |         |
| 大村 正一    | 三戸町大字豊川字久保二の一   |         |
| 飯豊 勇     | 大字斗内字柳沢四一       |         |
| 船場 秀見    | 大字梅内字村中一〇       |         |
| 田畑 良一    | 大字川守田字川代八の一     |         |
| 石亀 健     | 大字六日町五〇         |         |
| 佐藤 達男    | 大字斗内字森ノ上三九の一    |         |
| 高原 陸巳    | 大字梅内字上野平一の二     |         |
| 水梨重二男    | 大字川守田字南元才一の四    |         |
| 西村 信情    | 南部町大字赤石字前田三六の一  |         |
| 松原 一夫    | 三戸町大字豊川字下村中の一   |         |
| 山下 義明    | 大字泉山字中野六の一      |         |
| 道頃 和男    | 南部町大字沖田面字上村三    |         |
| 白山 英昭    | 三戸町大字川守田字草鞋平五八  |         |
| 水梨 啓一    | 大字斗内字沢田六の一      |         |
| 奥山 竹男    | 字野月二九           |         |
| 本木 実     | 大字梅内字留ヶ崎三四の一    |         |
| 工藤 洋一    | 大字袴田字上屋敷一       |         |
| 監事 佐々木義郎 | 南部町大字沖田面字千刈七二の一 |         |
| 遠藤 大悦    | 三戸町大字梅内字遠藤六一    |         |
| 中村 存     | 大字斗内字丹内坪二七      |         |

土地改良区の役員退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、滝

沢平土地改良区から、次のとおり役員退任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十三年六月二十二日

上北地域県民局長 五十嵐 昭彦

| 役員<br>の<br>区<br>別 | 氏<br>名 | 住<br>所          | 退任の年月日 |
|-------------------|--------|-----------------|--------|
| 理事                | 佐伯 義明  | 上北郡東北町字滝沢平一六六の二 | 平成三・六一 |

|                                    |                                          |
|------------------------------------|------------------------------------------|
| (発行所・発行人)<br>青森市長島一丁目一番一号<br>青 森 県 | (印刷所・販売人)<br>青森市第一問屋町二丁目番七七号<br>東奥印刷株式会社 |
| 毎週月・水・金曜日発行<br>定価小口一枚二付十五円一銭       |                                          |